

労働史の一課題：従属的労働関係の歴史的研究（その一）

秀村，選三

<https://doi.org/10.15017/4362512>

出版情報：経済學研究. 26 (5/6), pp.183-210, 1962-04-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

労働史の一課題

——従属的労働関係の歴史的研究(その一)——

秀村 選三

- 一、は し が き
- 二、労働史の諸傾向
- 三、従属的労働関係の歴史的研究
- 四、「家」の従属的労働者(家従属者)
- 五、あとがき

一 は し が き

筆者は年来日本近世(江戸時代)の名子・下人・奉公人的労働関係について研究を続けており、今後も続けたいと思
っている。また今後は時代を溯って中世の下人について、下っては近代における賃金労働者の形成についても研究を拡
げてゆきたいと念願しているのである。もちろん此等については夫々の史料にもとづく実証的研究が必要であり、同時
にそれぞれの時代の性格や社会構成体の特質と関連づけてその歴史的位置なり意義を明らかにしてゆかねばならない

が、さらに古代の奴婢、中世の下人・所従、近世の名子・奉公人、或は近代賃金労働者等との比較史的研究によってそれぞれの特質を明らかにすることも必要であろう。また場合によっては「日本」経済史という枠をはずして世界史の中でこれらのものの位置を比較史的に考察してみることも決して無意味ではないとおもわれる。

古代社会を奴隸制社会とし、封建社会の基礎構造を農奴制とするとき、そこで使用されている奴隸や農奴の概念は相当広義の、或る場合には多分に曖昧さも含んでいるようである。また労働関係についての奴隸制↓農奴制↓賃労働制という単系列・一元論的乃至発展段階的なもの考え方にも相当反省すべき点があるようにおもわれる。最近古代社会を公式的に奴隸制のみで割りきろうとする考え方は或程度反省され、自由民や良民のもつ意味を再検討しなければならぬ段階に来ているし、東洋社会の賤民制を奴隸制の一形態と見るにしても、単なる身分(Stand)としてでなくもっとカスト(Kaste)としての観点に立つ必要があると考えられる。また封建社会についても一方では奴隸の濃厚な残存——或る場合には、通説的に封建社会とされていた時期の基礎構造を奴隸制とする見解さえある——が説かれ、他面では雇用労働の相当広汎な展開や端緒的賃労働の形成が説かれている。したがって古代社会・封建社会を基本的に奴隸制・農奴制とするにしても、そのあり方や多様な類型が問題とされ、またそのほかの多様な労働関係を理解、摘出しつつ、それとの絡みあいを明らかにして考えねばならない研究段階である。西欧の歴史的研究の伝統の厚味は充分認めつつも、西欧のみを世界史の標準とする時代は既に過ぎ去っている。東欧、ビザンチン、イスラーム社会、印度社会、中国社会或は近代アメリカ以前の社会の研究が飛躍的に進みつつある現状を考うれば、今後ますますこうした反省に迫られるとおもう。この点は日本の研究についても云えることで、日本社会における多様な労働関係の究明が世界史的考察に今後寄与することも出来るとおもふ。こうしたことを考えながら比較史的考察を試みようとおもったわけであるが、それは歴史

の中で相似点・共通性を求めるといふより（人間の歴史である限り、種々の相似点・共通性があるのは当然）、むしろ相違点・異質性を認めつつ、その置かれている「場」、歴史的諸条件の複合の相違を探るべきであろう。そのためには外国経済史に関する広い視野と豊富な知識を必要とするであろう（理想的な方法は各国・各時代の専門家の共同研究であろうが、各研究者の視角の差もあり、事実上は相当困難でもあろう。しかし今後漸次なされなければならないことである）。筆者がそれに値しないことは云うまでもないが、手をこまぬいているよりは、むしろ現在の段階で筆者なりに考えたことを覚え書として書きとどめておきたいとおもう。したがって、小論はあくまで一つの習作であり、試論にすぎない。

二 労働史の諸傾向

はじめに労働史 (History of Labour, Arbeitsgeschichte, l'histoire de travail) がいかなるかたちで研究されてきたかを考えてみたい。

そもそも世界史の各時代において、また世界の各地域において人間の労働がおそろしく多様な姿をもってなされてきたことは云うまでもない。生産過程において人間の間種々の労働関係が形成され、諸種の労働組織が編制されてきたし、或は職業団体・労働者団体が結成され、労働に関する社会的規範―労働倫理が存在したのであった。これらの歴史を統一的に研究すること——その多様性を生かしつつも、一定の視角からこれを整理し理解することは経済史学に与えられた一つの課題ともおもわれる。

従来、経済史は土地所有の歴史〔土地制度史〕や資本の形成・発展史或は各産業史等については相当高度の研究が蓄

積されてきている。しかし土地所有や資本の対極とも云うべき労働や労働者——本稿では広義に直接生産者・働きの意味に用いる。近代労働者の場合は賃(金)労働者と使つつもりである——の歴史については、統一的な研究がなされることは少かつたようにおもわれる。もちろん農業史・水産業史・工業史・鉱業史等々の各分野で、それぞれの労働者や労働組織について相当深く研究は続けられているし、社会史の分野では各時代「社会構成体」における身分構成・階級関係とくに被支配者——直接生産者についてはすぐれた研究がなされてきた。また社会思想史や宗教学・労働社会学の分野でも職業や労働に関する経済倫理の歴史も注目されてきた。決して研究が無かつたのではない。むしろすぐれた研究は相当多いのである。しかし各分野内の研究であるため、そのねらいとする所も夫々違つていたし、ややもすると孤立的な考察になり、一貫して労働の歴史或は労働者の歴史として考察する態度にはなお欠ける所があつたようにおもわれる。経済史の従来の各分科の仕方では労働や労働者の歴史的研究が云わば縦割りに分断されているため、相互の関連づけが乏しく総合的考察に欠けるところがあつたのを反省しなければならぬ。したがって、云わば横割りのな考察方法——分科が主張されても良いようにおもわれる——たとえば人口史や価格史等のように。「労働史」もそういう意味で従来の分科では取扱えなかつた統一的考察をねらつていと云つても良いであらう。もつとも以前から労働史という言葉はあつた。しかしその概念は相当多様で必ずしも一義的なものではない。主な傾向をうかがうと次の三つに大体整理出来そうにおもわれる。

まず第一に労働史は資本主義社会における労働の歴史すなわち賃労働史と理解される。労働史という概念がそもそも意識されたのも資本——賃労働の対立が明確に打出された近代においてであつたのである。

資本主義社会の基本的収取関係が資本——賃労働関係であることは論を俟たない。したがって賃労働の生成・展開を究

明することはきわめて重要である。此の局面は資本主義の歴史的研究をなす限り必ず問題とされねばならないし、また当然とりあげられてもきたのである。⁽¹⁾すなわち賃労働の形成、発展過程の研究をもって労働史となす考え方は当然成立するし、その概念も明確である。このように労働史が賃労働史を主体とするならば賃労働以前は単に前史にすぎない。したがってその場合、封建農民層の分解過程や職人層の変質過程から賃労働析出の過程が最初の問題となるであろう。また封建社会内部において既に存在した雇用労働者 (famulus, provendiers, 奉公人等) が生長して近代賃労働に接続するものならば、⁽²⁾その意味で一つの研究課題ともなる (接続せずとし、むしろ過大評価をいましめ封建社会固有のものとする説もある。⁽³⁾その場合は直接には問題とはならない)。さらにマニユファクチュアの労働者や資本制家内労働のもの「事実上の賃労働者」の実態或は労役場・懲役職場 (Work House, House of Correction) の実態も明らかにされねばならない。⁽⁴⁾また所謂「原生的労働関係」や産業革命後の各産業部門における賃労働者の実態も今後益々明確にされねばならないであろう。彼等の労働条件・賃金形態・労働市場・生活状態、彼等に対する法的規制の展開等、その歴史は解明されねばならない点が少ないのである。もちろん此等は従来も研究されてきているが、⁽⁵⁾社会政策史や労働運動史の研究が比較的進んでいるのに比べて賃労働史の研究は具体的・実証的には案外未知の面を少からず残しているのが現状であろう。⁽⁶⁾とくに日本の場合原史料の発掘さえ十分に進んでおらず、二次的・三次的史料によって急速に独断的な一般論を引き出しているようにおもわれ、今後の研究はそれらの反省と批判の上に立たなければならぬとおもう。

第二に労働史は労働運動史乃至労働問題史として理解される。すなわち前述の労働史 (＝賃労働史) と密接不離の關係にはあるが、賃労働自体の歴史よりも、むしろ賃労働の形成・発展にともない発生してくる労働問題や労働運動に重点があるわけで、これも概念的には明確であり、一つの視角であるに相違ない。たとえば通俗的なものであるがバ

(F. Barret) の労働史 (*Histoire de travail*, 2^e éd, 1948)⁽⁷⁾ とくに近代を取扱う第二部では労働運動に最も重点を置き労働運動史であることがうかがえる。また近代経済史で「労働」をとりあげるとき、労働問題・労働運動に重点を置き考察するのは屢々とられているところである。⁽⁸⁾ なお労働運動史乃至労働組合史という面では労働者の団結、組合の結成・運動の外形的類似物としてはじめにギルドやギルド斗争・「渡り職人」の共済組合等を取りあげることもある。もっとも組合の原型をこれらに求めるか否かは賛否あるにせよ、これは次に述べる第三の型の労働史とその対象を共通にする面もあるわけである。ともあれ、労働運動史・労働問題史の研究は進みつつあるとは云え、なお未開拓の分野も多く、ことに日本の場合近代の政治史・社会思想史との関連のもとに今後の解明にまたねばならない点が多い。⁽¹¹⁾

第三の労働史は労働者(広義の) || 直接生産者・働き手 || 民衆の歴史として取扱われてきた。前述の第一・第二の労働史が近代の賃労働乃至賃労働にともなう労働問題・労働運動の歴史に限定しているのに対して、これは古代より近代にいたる労働者の歴史をとりあげる。したがってきわめて広範囲にわたるものである。ルヴァスール (E. Levasseur) の一連の労働階級史 (*Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France jusqu'en 1789, 1900-1*, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870, 1903*)⁽⁹⁾ が労働史の先駆的業績と云われているが、⁽¹²⁾ その後フランスにおいては此の系統の労働史が多数出ているようである。概して近代以前については広く労働者 || 「働く民衆」の歴史を社会・経済全般の動向と共に叙述して、近代に入るにしがいが漸次賃労働者の労働条件、生活状態、賃労働者に対する規制或は労働者の団結、労働運動という面に焦点をしばってゆくのである。前掲のバレルの労働史も近代は労働運動史に重点があるが、近代以前は奴隸制・農奴制・農業労働・手工業・組合等々きわめて広く取扱っているのである。したがって経済史の特殊な一分科とも云えないし、或は経済史・社会史と明確に区別される独自の分野がとくにありわ

けでもないようである。⁽¹⁴⁾ しいて云うならば、工業史の一部としての中世ギルド・ツunftや手工業者（徒弟・職人）の研究から近代労働者に至る歴史に力点が置かれているとおもわれる。

働く民衆の歴史を近代にとどまらず長い時代にわたって考察することは経済史の最も基本的な願いの一つであり、そもそも経済史が貴族や戦争・王国の興亡の歴史に対抗して考察されはじめた時からのねらいであった。民衆の歴史——かかる考察自体がまさに近代ヨーロッパ精神の所産の一つであろう——日本社会の研究では、かかる観点からの研究は少い。⁽¹⁵⁾ 一つは明治維新を境として近代以前と近代に深い断絶があり、連続面を取りあげても前近代性の残存・半封建性というかたちでしか問題にされなかったためであろう。たしかに此の型の労働史が古代ないし中世から近代に至る民衆の生活を取りあげ、人間の歴史が労働の歴史にはかならないことを示しているのは前述のものに比べて特徴的であり、広い視野に立っていると云える。しかしその対象が民衆全般さらに社会・経済全般に及ぶため、かえって労働史としての焦点を曖昧ならしめている憾みがないではない。⁽¹⁶⁾

以上かんとんに従来の労働史の主要な傾向をうかがってきた。第一と第二のものはその対象が近代に限られ、その概念も明確である。たとえ近代以前が取扱われるにしても、それは主題の「前史」にすぎないのである。それはたしかに一つの見方であり、すぐれた研究成果も挙げている。今後も此の型の労働史はますます進められるべきである。しかし経済史は単に資本主義発達史に限定されるものではないし、また人間の労働の歴史は賃労働に限定されるものでもない。近代・現代を重視することは至極当然であるが、同時に悠久数千年にわたる人間の歴史を考える時、人間の労働の歴史がいかに複雑・多様をきわめているか、学ばば学ぶほど感嘆せざるを得ないであろう。また「賃労働」というきわめて特殊歴史的な労働形態の特質を把握するためには世界史の上にあらわれる複雑・多様な労働形態への理解があり、

それらとの対比のもとに肉づけされ得るであろう。賃労働が純粹なかたちで理論的に考えられるだけでなく、それが歴史の中で形成されたものである以上、その形成を単に公式的に農民層分解や職人層の変質から説くだけでなく、賃労働以前の雇用労働、また雇用概念が成立する前提条件まで探る必要を感じるのである。ことにわが国の賃労働には屢々指摘されるように、本来的には近代賃労働とは異質的な諸種の性格が多くまつわりついでいる^(註)。それらの徹底的究明は今後の大きな課題であろう。単に封建性・封建遺制・前近代性を指摘するだけならば簡単である。しかし前代のいかなる労働關係が日本資本主義機構の中でいかに変型し残存しているのか、一応解体しながらもその諸要素がなぜ賃労働にまつわりついたのであるのか、いづれも歴史的考察を必要とする。しかもそれは単に封建社会末期・資本主義形成期から考察をはじめのみでなく、時には日本さらには東アジア社会の基層そのものを問題にしなければならぬであろう。

かくして我々の関心は第三の労働史にむけられてゆく。しかしながら、此の型の労働史は前述せるように、問題と対象とするところが余りにも多岐多面にわたり、経済史一般・社会史一般と比べて特に独自の分科を主張し、特別な領域を見出さないようである。広い意味の労働者＝働き人の歴史であり、近代になるにしたがい賃労働者の歴史に焦点がしぼられてゆくことは認められる。また関連する諸問題に広く考察を向ける態度は学ぶべきものもある。しかし余りにもそれらに立ち入りすぎて研究の対象が曖昧にされてゆく傾向もないではない。経済史・社会史の各部門、各問題の研究が今日ほど進んでいなかった段階ではかかる方法も正しかったのかも知れない。しかし最近のように部門別・問題別の研究が精細さを加えている段階では夫々の研究成果を充分吸収しつつ、むしろ労働史でなくては取扱えぬ独自の領域を開拓してゆくべきではないだろうか。近代の賃労働史や労働問題史乃至労働運動史を含みつつ、古代から近代に至る労働の多様性を考察し、しかも第三の型の労働史よりも焦点をしばった視角が考えられるべきではなからうか。次節に

考えてみたい。

- (1) たゞし Engels, F., Die Lage der arbeitenden Klassen in England, 1845. (新潮社・選集c) / Dobb, M., Studies in the development of capitalism, 1946, chap. VI. (京大近代史研究会訳、資本主義発展の研究Ⅱ第六章)。
- (2) たゞし Hilton, R. H., The economic development of some Leicestershire estates in the fourteenth & fifteenth centuries, 1947, p. 138ff. esp. p. 148., Kosminsky, E., Studies in the agrarian history of England in the thirteenth century, ed. by R. H. Hilton, chap. VI.
- (3) Postan, M. M., The famulus, the estate labourer in the XIIIth and XIIIth centuries (Ec. H. R., Supplements 2) esp. p. 5.
- (4) 賃労働ではないが、資本主義の初期に労働者の不足と関連して使用される囚人労働の研究も重要である。
- (5) 代表的なものとして Hammond, J. L. and B., The village labourer, 1760—1832, 1911. do., The town labourer, 1760—1832, 1917. do., The skilled labourer, 1760—1832, 1919. 最近の Philip Pollard, S., A history of labour in Sheffield, 1959. 岡田与好著、イギリス初期労働立法の歴史的发展——賃労働史序説——岡田三喜男著、日本賃労働史論など。なお賃金史は価格史との関連のことも研究されるべき好題目である。Simiand, F., Salaires des ouvriers des mines de charbon en France, Paris, 1907. について宮本又次著、フランス経済史学史一〇三—一五頁参照。
- (6) ソヴェトにおいても労働運動史の研究からプロレタリアート形成史、労働者階級史に進みつつあることが指摘されている。西島有厚、ソヴェトにおける労働運動史研究の最近の動向——ロシア労働者階級史会議を中心に(労働運動史研究第二十六号)。
- (7) クセジユ文庫、福沢進太郎訳。
- (8) 宮本又次教授が滯仏中ソルボンヌ法学部のローム教授(Lhomms)が労働史という題目で講義していたのは一八四八年三月より七一年のロムミュニスに至る労働運動史で、経済的發展との関連において跡づけるものであったと云われる(宮本又次著、西欧の史的回想二三七頁、フランス経済史学史三二二頁)。
- (9) たゞし Lipson, E., The growth of English society, 1949 の近代を取扱う第三部のなかの The Awakening of Labour,

- The Organization of Labour の各章。矢内原忠雄編『現代日本小史下巻』労働(大河内一男)。
- (10) たしなむ Webb, S. & B., History of trade unionism, chap. I (荒畑寒村訳『労働組合運動史第一章』Brentano, L., On the history and development of guilds and the Origin of trade-unions, 1870, \$5.
- (11) 今後の研究方法として、大河内一男、労働運動史の方法についての若干の考察(労働問題研究の現代的課題) 所収) 参照。
- (12) 宮本又次著、フランス経済史学史、七九、八一頁参照。
- (13) これも通俗的なものであるが、Brizon, P., Histoire du travail et des travailleurs, 1926 (松木勝喜代訳、労働生活史)、Thomas, A., Histoire anecdotique du travail (松本重治訳『労働史講話』Renard, G. & Weulersse, G., Le travail dans l'Europe moderne, 1920 (transl. by Richards M., Life and work in moderne Europe, 1926) Boissonade, P., Le travail dans l'Europe chrétienne au moyen âge, 1921 (transl. by Power, E., Life and work in mediaeval Europe, V-XV century, 1927) 最近では次のものが有名。Lefranc, G., Histoire du travail et des travailleurs, Paris, 1957. Bouvier-Ajam, M., Histoire du travail en France, 1957. Jacard, P., Histoire du travail de l'antiquité nos jours, 1960。(宮本又次教授の御教示による)。
- (14) Emile Cornert の労働史と題する講義について宮本又次著、西欧の史的回想、二三四—五頁参照。
- (15) 古代より近世に至る職人の研究として遠藤元男著、近世職人史話、職人の歴史、日本職人史の研究論集編は特異なものである。
- (16) たしなむ Rogers, Th., Six centuries of work and wages, the history of English labour, 1884. は労働と賃金の歴史(とくに近代はしかり)を主軸としてつともその取扱うところは農業、農村生活、都市生活、飢饉、黒死病、農民一揆…等々社会経済の諸方面に少からざる頁をあてゐる。一例を労働者の黄金時代(十五世紀)から鉄の時代への凋落過程にとつてもバラ戦争、発汗熱病、貨幣の悪鑄、ギルドランドの没取等々を考察する(pp. 326—385)。これも重要であり直接な関連をもつが余りにも多岐にわたるためかえって焦点を曖昧ならしめる。
- (17) 社会政策学会編、賃労働における封建性、大河内一男、原生的労働関係における西洋と東洋、賃労働における封建的なもの(社会政策の経済理論所収) 磯田進、日本の労働関係の特質(東洋文化第一号) 古林喜楽著、賃銀形態論、第一章補論・第十章、大山敷太郎著、日本労働関係の特質(その他同氏の多数の論文)等を参照。

三 従属的労働関係の歴史的研究

近代賃労働の特質を理解するために、また人間の歴史における労働の多様な発展を知るためにも、古代から近代に至る労働の歴史的研究がなされるべきであるならば、「労働史」はいかなる視角から何を対象とし、いかなる領域にその研究を限定すべきであろうか。それには幾つかの問題のとりあげ方があるとおもいますが、筆者はその一つとして従属的労働関係の歴史的研究を挙げたいとおもう。

と云うのは賃労働自体が従属労働 (abhängige Arbeit, le travail subordonné) の一つであるが、それは近代的、従属労働と云うべきである。すなわち「二重の意味で自由」な労働であるが、労働力商品として資本に従属するものである。しかし近代以前の社会においても従属労働は存在していて、その起源は「家父権又は家長権が個人を一の社会的統一体に統括していたかつての家・屋敷地団体 (Verände des Hauses und Hofes) にある」と云われてゐる。それは身分的支配・従属を基礎とする点で近代的従属労働＝賃労働とは全く質的に異っていたのである。それならば両者の間には全く断絶し、全然無関係かという点必ずしもそうとのみは云えない(理論的には一応全く別箇のものとして考察しなければならないが)。歴史的には連続する面があり、ことに近代賃労働の成立のためにはその前提として「雇用」概念が成立していなければならない。それは前近代的従属労働の転化・変容の中に生れてきたものである。しかもわが国のように「賃労働における封建性」が指摘される⁽⁴⁾ところでは近代以前の諸種の従属的労働関係が変質しつつも近代賃労働関係にまつわりつき、賃労働のあり方を甚だ特異なものにならしめたのである(ことに成立期にばかり)。

したがってわが国近代の賃労働史、ことにその成立期の理解のためには、徳川期封建制社会における諸種の従属労働

Ⅱ雇用労働——たとえば諸種の奉公人・日雇や職人・徒弟（手工業）、掘子（鋳業）、網子・舟子（漁業）等々の研究が必要である。それは賃労働と峻別・対比される面と共に、他面では雇用概念が發展・転化して賃労働へ連続する道、また変質しつつも近代賃労働の内部へまつわりつく道も示すとおもわれる。同様な意味で近世の研究のためには中世の下人・所従、さらには古代の奴婢・家人へと遡って研究する必要も認められるのである。もちろんかく云ったからとて、奴婢・家人↓下人・所従↓奉公人・日雇↓賃労働者という發展経路のみを従属的労働関係發展の基本線として設定しようとするのではない。賃労働者の形成自体を考えても、それは封建農民層の分解、旧職人層の変質、武士団の解体等によって、はじめに一般的に形成されたものであり、それ以前の奴婢・家人や下人・所従・奉公人・日雇等々にしても夫々の時代の自立生産者層の分解・顛落の多様な過程から形成されたのであった。しかし全時代を通じて直接生産者層の最下部には、かかる従属的労働者が常に存在していること、とくに従属労働の發展・変質が近世的雇用概念を生み、それが近代賃労働の形成にあたり一つの準備をしていることを指摘したのである。⁽⁶⁾

しかもそれだけにとどまらず、世界各地、各時代の社会構成体中存在せる奴隸・奴婢・農奴・雇用労働者等々、それに云うまでもないが近代賃労働者の比較研究をなし、またそれぞれの地域における従属的労働関係の發展経路の差違を考察することにより、わが国の労働関係の歴史的特質を抽出し得るのである。また労働に関する意識の差、さらに広くはそれらを通じて社会・経済のあり方全般についても特質を発見出来るのではあるまいか。⁽⁷⁾ そのためには各研究者が各自の専門領域において、比較の素材になり得る確実なモノグラフを築き上げてゆかねばならないが、同時に比較研究への意欲を——それが個人の力で出来る段階は去っており、今後共同研究へ進まねばならないが——燃しつづけてゆくべきであらう。

換言すればここに云う労働史は前節にあげた第一の賃労働史をその重要な一部分（近代労働史）として含み、或る場合にはそれと密接な関連をもつものとして第二の労働問題史・労働運動史を含みつつ、さらに時代を遡って近代以前の従属的労働関係をも重要な課題として研究領域におさめ、従来農業史・工業史・社会史等々各部門毎に分断して研究されていた従属的労働関係の歴史を統一的に研究しようとするものである。かくして近代賃労働と前近代従属労働との差違・特質、また前近代従属労働の中でも夫々の時代・社会、各地域における多様性、夫々の特質が明らかにされるであらう（たとえば古代オリエントの奴隸とギリシア・ローマの奴隸、中国の奴婢、日本の奴婢の比較）。

ところで右に云った「従属労働」の意味を歴史に即してもう少し明らかにしておきたい。ここで従属労働というのは他者の支配のもとにある労働をさし、労働法学者の云う「労働する人間が一の法的権力関係（Gewaltverhältnis）のもとで給付する労働」の意味にとつてもよいであらう。もちろん階級社会では労働はなんらかの意味で従属労働であることが多い。しかしここでは従属をとくに私的支配・従属の意味に限定することとし、公的・政治的支配・従属はこのうちに含めないことにする。したがって従属的労働者とは何らかの形で他者の経営の中にあみこまれ、その労働組織のメンバーたる者に限定される。

これに対して各時代の国家権力その他の政治権力（公権力）に支配されていても一応自己と家族（その型は多様であるが）の生活をささえて得る経営をもち自立的生産者（自立的労働者）として存在し、その時代の所謂公租公課（乃至それに近接する賦課）を負担する者は本稿の考察の対象とならないのである。彼等の労働は従属労働に対して自立労働と呼んだがよいであらう。賤民といえども自立的生産者たり得るのである。かかる自立的生産者の典型的事例としては古典古代の中小土地所有市民（たとえばスパルタコイ或はいわゆるヘシオドスの農民）、中世ヨーロッパにおける自由民（*Genossenschaft*

たとえばイングランド(Gilberti homines, ドイツの Schöffenbarreien, Pflaegrafte) イギリスにおける独立自営農民⁽¹⁴⁾ ヨーマンリイ(Yeomanry) 或はフンデスヘルツェント下の農民(Landesuntertanen)などを挙げる事が出来よう。中国隋・唐時代の均田農民や宋代の主戸、日本の律令制国家における公民⁽¹⁵⁾ 班田農民、中世における名主、近世における本百姓なども挙げてよいとおもう。もちろん近代以前には公権力と私権力の区分は厳密な意味では困難で、多かれ少かれ公私混淆の権力であり、しかもそれが幾重にも重層をなしているのが実態で、右に述べた例も厳密な意味で公権力の政治的支配のみを受けていると云うことは出来ない。しかし基本的には公的権力の政治的支配を受け自立的経営をもち自らの労働組織を編制していた。しかもその内部に私的従属関係(身分的にせよ、経済的にせよ)にある奴隸・下人・雇用労働者等を含んでいたことも少くないのである。以上述べた自立的生産者自体は経済史・社会史一般乃至その各部門史において常に研究されていることであるから労働史としてとくに主題にする必要はないのである。

もっとも一見自立的生産者のごとく見えながら、その支配・従属の網の目を仔細にうかがうとき、従属的労働関係にある者として(少くとも重要な側面をもつものとして)取りあげねばならないものがあることを注意しなければならぬ。たとえば中世ドイツにおいて自由な土地所有者がその人格の一部を以て、ある隷属的農圃を獲得することにより不自由になることがあったし、⁽¹⁶⁾資本制家内労働において問屋資本に隷属する小生産者は所謂「事実上の賃労働者」であったのである。或はその経営の自立度が高いと云っても、それに及ぶ支配が基本的に私的支配・従属関係であるときも我々これを見逃すことは出来ない。たとえばヘイロタイ(Hellotai)や貢納奴隸また農奴や一部の名子などである。

以上述べたところを換言すれば、直接生産者⁽¹⁷⁾労働者を考察するにあたり、一方の極にきわめて独立度の高い自由民を置き、他方の極にきわめて隷属度の濃い、むしろ人格を全く否定された instrumentum vocaleとしての奴隸を置

き、その間に無限の多様性をもって諸種の奴隸・奴婢・下人・奉公人・雇用労働者……等があり、漸次自立度が高く、公権力にのみ従属する者が存在するのである。もっともかかる自由民・公民からも一定期間債務奴隸や雇用労働者として私的従属に入るものもあり、実態はきわめて複雑である。しかし身分的にせよ、経済的にせよ私的従属関係に立つもの、ないし自由民・公民の私的従属の側面を抽出しつつ従属的労働関係の歴史的研究を試みようとするわけである。

かかる従属的労働関係については夫々の社会、夫々の時代について、史料に基づきその実態を明らかにしてゆかねばならない。しかしかかる労働者——社会の最下層部に關する史料は乏しいのがふつうであり、その実態を明らかにすることは屢々困難である。此の場合彼等の地位を端的に示すものとして、家法や村落共同体の法（村法）・仲間団体の法（ギルド・株仲間の規約）・工場・鉱山の就業規則、国家又は政治的支配者の法等々があり、これらについての法史的研究は充分参考にしなればならない。⁽¹⁾しかし他面では法的規定（規制）と実態とは相当ズレている面もあって、此の点は充分注意を要するとおもう。

註(1) たとえば労働組織、ことに個別経済内部における分業の歴史——社会的分業については経済史一般において研究される——などは重要な課題であろう。なお石浜知行著「労働の歴史」は古代Ⅱ奴隸制、中世Ⅱ農奴制と徒弟、近代Ⅱ賃労働の歴史を概説される（ほかに女性労働の歴史の章もある）。基本線においては一応理解出来るが、あまりにも公式的すぎるのではあるまいか。

(2) 菊池勇夫、労働契約の本質（同著、労働法的主要问题、所収）、同、社会法と労働法（末川先生還暦記念、労働法・経済法の諸問題、所収）。

(3) ジンツハイマー（H. Sinzheimer）著、檜崎・蓼野共訳、労働法原理、一七頁。

(4) 奴隸の賃貸借・身売Ⅱ債務労働、養子契約、奉公契約等々である。

- (5) 隅谷三喜男著、日本賃労働史論。
- (6) 滝川政次郎、日本労働法制史研究（社会問題講座第八巻―第十二巻所収）は労働の授受に關係あつた法制の発達史を考察するため、古代より近代に至る不自由労働制、半自由労働制、自由労働制を指摘している。たゞ惜しいことには近世の譜代奉公人で筆を擱いている。それ以後の奉公人史および賃労働の成立に労働史の一つの山があることは何人も認めるであらう。
- (7) 古代の中国にわが国近世の雇用労働と近似せるものがあつても別に怪しむに足らない。雇用労働自体が歴史の諸条件の複合により形成されるものであり、その諸条件が近似すれば同じ形態の雇用労働が見られるであらう。むしろ近似せる雇用労働にもかわらず、他の社会的条件・経済的条件が異なるため、雇用労働のもつ意味が異なつてゐることを注意すべきであらう。
- (8) 香山陽坪訳編、奴隸制社会の諸問題（ソビエト史学叢書Ⅰ）とくにテュメネフ、古代東方と古典古代。仁井田陞著、支那身分法史における中国の奴隸とローマ法・ゲルマン法・モーゼ法・朝鮮法・日本律令法の奴隸との比較など。
- (9) ジンツハイマー、前掲訳書、一七頁。
- (10) 単に私的従属者というだけならば身分上・制度上のことにとどまり、その経済的地位や社会的勢望の高いものがあることを注意しなければならない。たとえば、イスラームの奴隸、西洋中世のミニステリアーレン (Mittels, H. v., Deutsche Rechtsgeschichte, 3. Aufl., S. 111~2. 世良訳二二六~八頁、栗生武夫、中世の奴隸、法律史の諸問題一九九頁)。名前は奴隸でも實質は自由人たるものもあつた (栗生、前掲書三〇〇頁)。元代の奴隸の中にも主人の一種の所有物でありながら自らも奴隸 (重口・重軀・重台) を所有するものがあつた (仁井田陞著、中国法制史一二七頁)。
したがつてここでは自ら経営をもたず、自立し得ないもの (ないし半ば自立していても、家・資本に包摂され従属してはじめて存立し得るもの) に限ることによつて。
- (11) 滝川政次郎著、日本奴隸経済史一三、四頁参照。
- (12) 村川堅太郎、貴族と農民——ヘシオドスを中心に—— (世界の歴史4・地中海世界所収) 参照。
- (13) 自由の意味は近代的自由の意味に考へてはならない。自由民といへども国家の結晶核たる王権の政治的支配を受け多様な義務を負つてゐるのである。
- (14) これを奴隸 (総体的奴隸制 *allgemeine Sklaverei*) と見る説が有力であるが、そのもつ自由民的側面の評価は今後重要で

あろう。永原慶二、日本史学とソビエト史学との断層（思想四四〇号）参照。私は奴隷を古典的奴隷のみに限るものではないが、公民Ⅱ班田農民を総体的奴隷制をもって説くより、公民Ⅱ班田農民を東アジヤ社会の古代民衆の基本的あり方として世界史の上に提出・主張すべきであらうとおもふ。彼等はヨーロッパの概念の自由民・農奴・奴隷のいつれの側面もち、一面の強調は他を過小評価するからである。

(15) 本百姓を農奴とする説もあるが筆者はとらない。大名Ⅱ藩権力の本百姓に対する支配の性格については拙稿、福岡藩における夫役の賦課法と規制——大名Ⅱ藩権力の一考察（宮本又次編、藩社会の研究所収）参照。時代と地域によって相当差違はあるが（その農奴的側面も充分考慮した上で）、中世ヨーロッパの農奴に対する支配のあり方とは質的に異るとおもふ。

(16) Below, G. v., *Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters*, 1937, S. 89.（堀米訳、一一三頁）。

(17) たとえば日本については中田薫、徳川時代に於ける人売及び人質契約、同補考（法制史論集第三卷所収）、滝川政次郎、前掲稿、石井良助、中世人身法制雑考（法学協会雑誌第五六卷八一十号）、牧英正著、日本法史における人身売買の研究、金田平一郎、徳川時代に於ける雇傭法の研究（国家学会雑誌第四一卷七・八・九・一〇号）、服藤弘司、明治前期の雇傭法（金沢大学法文学部論集、法経篇第八卷）、菊池勇夫著、日本労働立法の発展、とくに第一章我国に於ける社会立法の発達——労働立法を中心として、沼田稻次郎、労働法（日本近代法発達史、第五卷所収）など。

四 「家」の従属的労働者（家従属者）

右に述べた従属的労働関係は歴史上おそろしく多様な姿をもってあらわれており、われわれは各時代・各地域を限定して個別の研究を推進してゆかねばならない。とくに従属の意味や程度についてはよく考える必要がある。

ところで従属の意味は非常に多様ではあるが一応基本的に次の二つに大別して考察を進めていったら如何なるものであろうか。すなわち「家への従属」と「資本への従属」である。歴史上の多彩な従属的労働者を「家の従属的労働者（家

従属者⁽¹⁾」と「資本の従属的労働者—賃労働者」にわかれ、夫々の問題をさらに詳しくうかがってみたいとおもう。労働者を労働者だけに限った視野で見ているのではその夫々の性格は真の意味では掴めないのではあるまいか。むしろ夫々の労働者を包摂するもの——前近代においては「家」、近代においては「資本」との関連のもとにその性格を究明してゆくべきではあるまいか。個別研究をなす場合にもかかる視点に立つ必要があるのではあるまいか。

ところで小稿では紙数と筆者の能力の関係上、右の二つのうち「家」の従属的労働者—家従属者についてのみ、その従属の意味、あり方、等をうかがってみたい。「資本」の従属的労働者—賃金労働者—萌芽的賃労働から独占段階の賃労働まで——については別に機会を得て考察したいとおもう。

「家」の概念は種々の角度から規定されているが、ここでは小論に必要な限りで一応次のように考えておこう。すなわち家父長の伝統的權威・権力（||家支配 *Hausherrschaft*、家権力 *Hausherrschaft*）のもとに血縁・非血縁の従属者をしたがえた一個の生活単位・経営単位であり、本来的には「家の神」信仰——屢々薄れているが——と系譜の連続、家産の⁽³⁾ 持続を中核として、全生活的に結合せるものである。家父長とその従属者との関係は所謂恭順||誠実関係 (*Pietäts- und Treuverhältnis*)⁽⁴⁾ であって、各時代の社会の通念としても従属者に対する家父長の支配と保護は当然のものとして認められていたのである。右に述べたところは所謂家父長制 (*Patriarchalismus*)⁽⁵⁾ であるが、家が外形的に拡大してゆくと、家構成員のうちから、その家族をもち住居や家産を分与されて分立してくるものがある。此の場合、分立せる家族——*extend family*の中の核家族 *nuclear family*——はそれだけで自立し得る基盤をもたないのがふつうであって（前近代社会では）、依然として生活の少からざる部分を家父長の保護に依存せざるを得ず、したがって家父長に対する奉仕も続いたのであ

る。すなわち、家父長の家権力は分立せる家族にも及び、分立せる家族も extend family の中に網みこまれてこそ生活し得るのである。所謂家産制 (Patrimonialismus) はかかるものであらう。

ところで家産制の概念は屢々政治構成体に対しても適用されている。たとえば家産制国家 (Patrimonialstat) とか家産官僚制 (Patrimonialburokratie) などの概念がそれである。君主・首長が彼の家権力の行使と同様な仕方でも政治的被支配者や官僚を支配し組織するとき、その性格を示すにはまことに適切な概念であった。たとえば古代エジプトの新王国におけるファラオの支配は云わば家産制国家とも云うべきで、彼の家支配が国家大に拡大され、多数の役人を擁し全住民の賦役 (Robot) と貢納 (Abgabe) によって宮廷と国家の需要が実物経済的に充足される統一的賦役国家であり、全体が一つの家計と云える。所謂オイコスであったのである。⁽⁵⁾ しかし小論に關するかぎり、「家」の概念をここまでは拡大して考慮しないことにする。ここでは経済的活動をなすにあたり家父長のもとに一応自立的な経営体をなし

——前述のように、それに政治的支配が及ぶのはもちろんである——、一個の労働組織を形成しているものを「家」として見てゆきたい。また右のファラオのオイコスのように家支配の範囲が極度に拡大されている場合でもオイコス内部では御料地・神殿・倉庫・建築の各部門は軍事的に組織された賦役労働者の統轄本部をもっていたし、エルガステリーオン (ergasterion) や不自由家内工業 (die unfreie Heimarbeit) や小作人—賦役地主農場 (der Kolonen-Fronhof) などもあったのであるから、⁽⁶⁾ その「家」内部の各管理部門—経営体ごとに、その労働組織と従属的労働者をうかがう方式をとるべきであらう。古代中国における官司の諸工業〔官營手工業—たとえば唐代における少府監・將作監・軍器監の管理のもとの大規模な作業場—院・作院・作坊〕に従属せる諸種の労働者⁽⁷⁾なども同様に取扱われるべきものである。

なお個人としての家父長や家族共同体ではなく神殿・寺院・修道院……等が多数の従属的労働者を擁している事例も

多いが、この場合も最高の聖職者又は聖職者団とこれら従属的労働者との関係は家の支配—従属をもって理解してよいとおもう。聖職者は主神或は神々の家計管理人的地位にあると考えられる。⁽⁸⁾

以上述べた家（乃至家に准ずるもの）の労働組織にあみこまれた従属的労働者は所謂家従属者（Haushörige）家構成員（Familia）であるが、それらは家父長の血縁者のほか非血縁の者がいたし、身分的には自由・半自由・非自由の差もあった。或は色〔東洋社会での〕の上で良・賤共にふくまれていたのである。また前述のように「家」の中には多くの従属者の核家族を含むが、かかる家族が単なる消費単位である場合から、或程度の土地をマツボリ・シンガイやペキュリウム（pecurium）としても場合、さらに自らの経営をもち自立へ進みつつある段階までその差違は多様であった。したがって核家族が「家」の労働組織へかわるか、かわり方、結集の意味も相当差違があったのである。⁽⁹⁾ 夫役も、もともとはかかる核家族が従属の象徴として家父長に対し提供するものであった。⁽¹⁰⁾ かくて「家」の日常の労働組織と、特別な時期に結集される労働組織は規模の上でも意味においても相当違っていたのである。ところで「家」の労働組織にあみこまれた者には血縁者と非血縁者があると云ったが、ここでは（労働史としては）非血縁の家構成員—従属的労働者——血縁家族よりも一段劣格の奴隸・奴婢・農奴⁽¹¹⁾・佃戸・下人・奉公人・徒弟・傭工・雇用労働者や寄留者——たとえば我が奈良時代の戸籍に見える「寄口」や近世の「身寄人」——等々に研究の主方向をむけるべきであらう。⁽¹²⁾ もっとも血縁者でも、傍系親の中には実際生活上で前記のものとは非常に近いものもあつたから此の点は注意すべきである。

かくして我々は「家」の従属的労働者の従属の程度や意味の差をそれぞれ明確にしてゆかねばならない。血縁家族でも家父長の直接家族と傍系親は違ふし、ことに奴隸——その歴史的地位は千差万別——や奴婢・下人……の従属度や意味もそれぞれ違つていた。⁽¹³⁾ また夫役提供者もその従属の意味によって夫役の種類・量も意味も異なつていた。⁽¹⁴⁾ 或は古代

や中世においても自由人労働者＝雇用労働者は広汎に存在していたのであって、それは奴隸・夫役提供者……等とも勿論従属度は違っていたのである。

〔補論——国家・共同体への従属〕

歴史上には国家や村落共同体・都市共同体に従属するものがあつた。此の場合国家や共同体の公権力によって政治的に支配される基本的民衆（自由民・公民など）でなく、それより一段劣格の者として労働を提供したものである。また自由人、公民であっても国家や共同体に雇用される者もいたのである。

たとえば国家に従属せるものとしては古代オリエントやギリシア・ローマにおける国有奴隸があり、さきに挙げたエジプト新王国の賦役労働者も想起される。中国唐代の官奴婢・官戸・雑戸・工業・太常音声人、或は我が律令制時代の公奴婢・官戸・陵戸も「官」に属し、国家へ従属するものと見られる。共同体に従属する者としてはギリシアにおける「民衆乃至共同体のために働く者」＝デーミウールゴス（*demirgos*）やインド村落の手工業者、日本対馬における村名子などを挙げ得るであらう。

かかる場合の従属の意味をいかに理解すべきか。筆者にとって今後の一つの課題である。しかし、少くとも国家へ従属する者の中には基本的には「家への従属」をもって理解出来るものがあるのではないか。「家への従属」の一亜型と見得るものがあるのではないか。というのは古代オリエントにおける国有奴隸の場合、戦争の捕虜が王の財産とされ王有奴隸となつたが、それらが各都市に小グループをなして分与され共同体の所有となつたものであり、某都市の *nis pu* と呼ばれたが、その字義は「家の人」であつたと云われる。わが国の公奴婢・官戸・陵戸ももとは天皇氏の夜都古が律令国家体制の整備と共に「官」に属し、中央政府の官奴司・諸陵司に従属せしめられたものであつた。起源の問題は別としても、ローマ帝国では皇帝の卓越せる地位のゆえに国有奴隸を帝室奴隸化する傾向があり、*servi publici populi Romani* と *servi Caesaris* との重要な差違は定め難いと云われている。近代以前の国家はもともと家産制国家であることが多く、国家全体が君主の広い意味での「家支配」を受けていると云つてよく、とくに一般民衆より一段劣格の者として政府の諸管理部門なり経営体に従属する者は「家への従属」をもって理解すべきであらう。また各管理者も同時代の「家への従属的労働者」に准拠して管理・支配していたとおもわれる。

次に共同体に従属する者はどう処理すべきか、なお考えたいとおもふ。共同体の性格も問題だし、またデーミウールゴスやインド

の村落手工業者の場合、一応自立的労働者と考え、たゞ社会的身分が一段劣格と考えるべきなのかも知れない。対馬の村名子の実態など探りたいとおもっている。

ところで、これら家従属者の従属の意味や程度、生産力に及ぼす影響などを明らかにするためには少くとも次の諸点は問題とされねばならない。すなわち

a、法的規制……国家乃至公権力および村落〔都市〕共同体が家従属者の法的身分をいかに規制したか。また家内部においては如何〔家法〕。

b、補充・供給……とくに家内部において補充されるのか。それとも家外部から供給されるのか。供給地域の問題。供給する社会層の問題など。

c、労働関係の成因……従属者の出生子↓永代的従属、他家所有奴隷の賃貸借、曳進・投棄、人身売買、人質（債務奴隷化・質物奉公） 犯罪者の没官賜与、人身略奪、人拘引等々多様であり、それらが相互に関連し、変質・発展して雇用関係（自由人・良人の雇用）が形成される。

d、従属者と生産手段との関係……一方の極は彼自身が *instrumentum vocale* として一個の道具にすぎない存在であり、他の極は生産手段を保有し、家族の再生産の基盤を一応もつ場合（此の場合も主家に対し夫役を提供している）である。此の間に無限の事実が存在する。それを劃定してゆく必要がある。夫役にあたり労働用具が自己のものか、主家のものかを見ることも重要である。

e、労働場所と居住形態……どこで日常労働しているか。夫役の場合、夫役を提供する時には何処でなされるか。労働場所と関連して従属者の居住形態も問題となる（一方の極は奴隸カゼルネであり、他の極は自己の屋敷を保有し、家

族を形成している場合である)。また居住移転の自由(逆に云えば土地緊縛——*glebae adscriptus*、随田佃客のごとき)の存否(解放後も含めて)や従属者のみの部落の形成などが問題とされねばならない。

f、労働の内容……種々の生産的労働のほかに技芸娯楽や家庭教師・兵士等として従事する場合もある。また技術の習得(徒弟奉公の如く)或は生活全般の見習(兼奉公の如く)の場合もある。或はヴィリックス(監督奴隷—*villicus*)・監奴・管庄奴(幹事奴僕)・下人小頭のごとく従属者達の監視・監督にあたる者も注意しなければならない。

g、労働期間……一生乃至永代・譜代的なものから年季を限られたもの、定量化せる夫役收取、季節的労働乃至日雇等多様である。かならずしも期間が定められていない場合も多い(たとえば無年季・金子有合取戻文言付の質物奉公など)。

h、分業の問題……多くの場合単純協業であるが、大規模な作業場(たとえば古代の鉱山・中国官営の手工業作業場等)では自然発生的な分業があり、さらに強権により驚くべきほど精細に編制されている。したがって、分業のあり方、広く労働の質(专业化・熟練労働など)を近代の分業と対比して明らかにする必要がある。

i、給付……単なる最低限の生存を許される程度の扶養から土地(或は屋敷)・現物・貨幣の給付、各種の権利の付与に至るまで実に多様。扶養賃金・請負賃金の問題、債務(給与の前貸も含めて)との関連なども注意すべきである。

j、市場との関係……彼等を家計的に使役しているのか。それとも営利的に——ことに市場めあての生産——使役しているのか(たとえば *Apophora-system*、ラティフンディア・グーツヘルシャフト・プランテーション)。また従属者自身も何らかの形で商工業にタッチして解放金を獲得する(たとえば伊奈の被官百姓と駄賃つけ→身請金の獲得)。解放奴隷(*libertus*)の活動についても考慮すべきであろう。

以上思いつくままに列挙したにすぎないが、これらの諸視角から各家従属者の位置を求め、それぞれの連関を考え多

面的にその特質を浮彫りにしてゆかねばならない。これによって歴史上おそろしく多様な家従属者の相似点と相違点を対比し得るし、しかも多様な事実の中にも或る原理が貫いていることを認め得るであろう。

右の諸視角については別稿に歴史上の諸事例をもって肉付けしつつ論じてみたいとおもっている。ここでは単に骨組みを示したにすぎない。

註 (1) M・ウエバーの用らるる Hausunterworfen (Wirtschaft u. Gesellschaft, 4. Aufl., S. 589), Haushörige (a. a. O., S. 591) にあたる。家に包摂される血縁・非血縁一切の人間である。

(2) 家父長(並に家母)の権威・権力については種々の段階がある。大塚久雄著、共同体の理論四九・七一・九〇―九二頁参照。

(3) 所謂ヘレディウム (hereditum) については大塚、前掲書、三一・三五・五三頁以下・七一頁等参照。

(4) たとえば逃亡せる奴隷や下人は本主に返戻され、本主に障ある者は抱え置かないのが原則である。

(5) Weber, M., *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, SS. 72, 74―5. 渡辺金一・弓削達訳、古代社会経済史一三二・一三七・一三九頁等。

(6) Weber, a. a. O., S. 74. (訳書一三七頁)。

(7) 鞠清遠著、六花謙哉・岡本牛一訳、唐代経済史一三三頁以下参照。

(8) Weber, a. a. O., S. 73. (訳書一三六頁) 参照。

(9) 家構成員に対する家父長の権力は多くの場合無制限ではなく、少くとも非常に重要な行為をなすには家構成員ことに成人した男子の同意を要した(エールリッヒ、川島・三藤訳、権利能力論一四頁)。しかしローマの家父長は全く無制限な完全な権力を持ち、家子と奴隷とは僅かな点においてしか異ならなかった。たゞ家長が死亡した時に家子は財産能力者となり家長となるチャンスをもっていたのである(同上書三四頁)。「父は子の天」「夫は妻の天」と云われる中国の農村家族において家父長権威のもと血縁家族と奴隷が同質的なものをもっていたことは仁井田陞著、中国の農村家族、第四章中国の家父長的権威と家内奴隸的家族、および同著、中国法制史第十三章第二節参照。ヨーロッパ中世の商家において、*filii familias* (家の息子)と

factores (製造人) および *discipuli* (徒弟) は同等の取扱いであったといふ (Weber, *Gesammelte Aufsätze zur so zial und wirtschaftsgeschichte*, S. 55. 渡辺・弓削訳九六頁)。一般に程度の差はあれ血縁家族と非血縁家族との間には決定的差違は乏しく同質的であった (したがって近代以前の労働史の研究は家族史の研究と密接な関係がある)。奴隸制その他の従属関係が制度として確立し、血縁関係の意義が増大してくると自由人たる家子 (*liberi*) と奴隸とが区別されるのであろう (Weber, *M., Wirtschaft u. Gesellschaft*, S. 589. 世良訳「支配の社会学」一四五頁) 参照。

(10) たとえばわが国古代における郷戸と房戸、近世における同族 (本家分家関係)、親方子方関係等における労働組織を考えよ。
(11) 節料・納物・*food rent* (*gift to the lord's larder*) [Neilson] は単なる生産物地代でなく、むしろ夫役と同性格のものである。

(12) 劣格とはあくまで身分上のことであつて、実際の生活が必ずしも劣悪であつたわけではない。奴隸が主家の家庭教師・医師であつたり (ローマ)、解放されて主家の養子になつたりした (バビロニア) [「世界文化史大系 オリエンツ I 六〇・六一頁」]。イスラーム世界でもハレムの管理人・子供の養育係・秘書・侍従、下僕として重宝がられ普通の奴隸より少くとも四倍の値段で売買されるハシー (宦官) がいた (同上、オリエンツ II 九五頁)。ちなみに幼少の時購入され訓練を受け高い教養を有し、やがて解放されて將軍・文人・学者となり、女奴隸がカリフの寵妃、もしくは母后となつた例もまれではない (世界歴史辞典 14・八二頁)。奴隸王朝の成立もかかる背景を考えなければならない。主家の地位により従属者の地位も上昇することはミニステリアールンやわが国の家人が良い例であらう。

(13) 農奴は一応再生産し得る基盤をもち、自立的経営をいとなんでいるから、前述の自立的生産者の中に入れられる面もたしかにある。しかし起源的にはフーフエ保有農にして領主の家権力に服し広義の *Hofgesinde* (*Familia*) に入れられたものであり (Kötzschke, *R., Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters*, S. 229) 家の従属的労働者たる面を見逃すことは出来ない (その最も端的なあらわれが夫役労働である)。なおマルク・ブロック著、河野・飯沼訳、フランス農村史の基本性格 一二八―九頁も参照。

(14) これを端的に示すのはレビ記二五章六・七節の「男女の奴隸と雇人とあなたの所に宿つて、他国人」という言葉であらう。

- (15) たとえば同じ家の下人でも譜代下人と身売の下人とはその性格が違つし、購買奴隷に比べて奴隷の子供がいつそう忠実である (Weber, M., *Gesammelte Aufsätze*, S. 92, 渡辺・弓削訳一九六頁)。
- (16) たとえば世良晃志郎、聖エメラム修道院のグルントホルンシャフト(一) (社会経済史学第二三卷一号) 二四頁以下に見える各身分と夫役の關係を見よ。中村吉治著、村落構造の史的 analysis 第二章第一節も参照せよ。
なお解放奴隷が旧主人に対し或る程度の奉仕と服従の義務を負うことも注意しなければならない。
- (17) Mendelsohn, I., *Slavery in the Ancient Near East*, p. 112, Weber, M., *Gesammelte Aufsätze*, S. 56, 140, 181, 187, 244 (訳書九八・二五三—四・三三四・三三五・四四—頁)。
Westermann, W., *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity*, p. 48, pp. 68—9, 井上芳郎著、シュメル・バビロン社会史四五—一五〇六、六三一—六五頁、山本茂、シュメール都市国家の労働組織について (西洋史学四八号)、井上智勇著、ローマ経済史研究三〇・三一頁。我が国奈良時代については滝川政次郎著、日本奴隷経済史、第七編第二章とくに第一節雇傭制度参照。
- (18) オリント、Mendelsohn, I., *op. cit.*, pp. 92—99, キリント、Westermann, W., *op. cit.*, pp. 9, 10, ロート、Westermann, *ibid.*, pp. 70, 71。
- (19) 村川堅太郎、デーミッスルユス (史学雑誌第六四編—号)。
- (20) Weber, M., *Wirtschaftsgeschichte*, SS. 110—1 (黒正・青山訳二四二頁)。
- (21) 宮本又次、対馬藩村落の身分構成と土地制度 (同編著、農村構造の史的 analysis) 二六一—二頁。
- (22) Mendelsohn, I., *op. cit.*, pp. 92, 94。
- (23) 滝川政次郎、中古賤民の等級について (史学雑誌三五編五号)。
- (24) Westermann, W., *op. cit.*, p. 110。

以上、従来の労働史の諸傾向をうかがい、これとの関連のもとに古代より近代にいたる従属的労働関係の歴史的研究を提唱し、従属的労働関係を「家への従属」と「資本への従属」に大別してみた。小稿では紙数の関係上、前者についてのみその従属のあり方、その研究の視角をうかがったにすぎない。家従属者については今後歴史の諸事実を基礎とし、諸事例を挙げつつ考察を深めてゆきたいとおう。また小稿では後者「資本への従属」については何らふれることが出来なかつた。労働力が資本に包摂され、従属してゆく過程、その従属の諸段階、従属の意味について今後考察してゆくつもりである。ことに近代的従属労働＝賃労働の考察にあたっては小資本（小営業段階）のもとでの雇用労働者、資本制家内労働における家内労働者（所謂「事実上の賃労働者」）、マニファクチュアにおける賃労働者等を問題としつつ機械制工場・鉱山における労働者、独占段階における労働者におよばなければならぬであらう。しかも、とくに小資本・資本制家内労働・マニファクチュアの労働者においては、「資本への従属」の性格とともに「家への従属」の性格——資本↑賃労働の支配・従属のために家権力が温存され・利用されるわけで、本来の家支配—従属からはきわめて歪んだ形のものになっている——を濃厚にからみつかせている。したがって両者の絡みあいの意味、混融のあり方を当然考察しなければならぬ。

筆者としては今後とくに封建制社会における従属的労働関係を奴隷・奴婢の労働、夫役労働、雇用労働の諸関係にわちつつ考察したい。そのうち奴隷・奴婢は古代社会の残存物であると同時に封建制社会固有の型を示すものもあり、夫役労働は種々意味を異にするものが多様にあらわれているから、夫々の意味を劃定してゆかねばならない。また雇用労働は封建制社会固有のものと、近代賃労働の前提をなし賃労働へ発展・転化してゆくべきものとが予想されるのであり、したがってその段階においてとくに「家への従属」と「資本への従属」のからみあい・複合を考察しなければなら

ないであろう。これらの比較史的考察を通して、わが国近世における名子・下人・奉公人・日雇等の理解をさらに一歩深めたいと念願しているのである。

(一九六一・一〇・二六)

〔後記〕

従属労働とか従属的労働関係は本来労働法の基礎概念であろうが、小稿ではもともとそんなに厳密な意味に用いるつもりはなく、労働の歴史を理解する手段として前近代社会にまで拡充して用いたものである。したがって批判の場合も単に抽象的に批判されるよりは、歴史的事例を挙げつつ批判していただければ幸である。